

地域コミュニティについて

総務省
自治行政局
市町村課

令和6年9月

- 自治体戦略2040構想研究会（報告書）
- 第32次地方制度調査会（答申）
- 地域コミュニティに関する研究会（報告書）
- 第33次地方制度調査会（答申）
- 地方自治法の一部を改正する法律（概要）
～地域の多様な主体の連携及び協働の推進～

〈参考資料〉

- 自治会・町内会等（地縁による団体）
- 地域コミュニティに関する取組
- 地域運営組織の形成・運営、地域おこし協力隊、集落支援員

～ 公共私によるくらしの維持 ～

2040年頃を見据えた自治体行政の課題

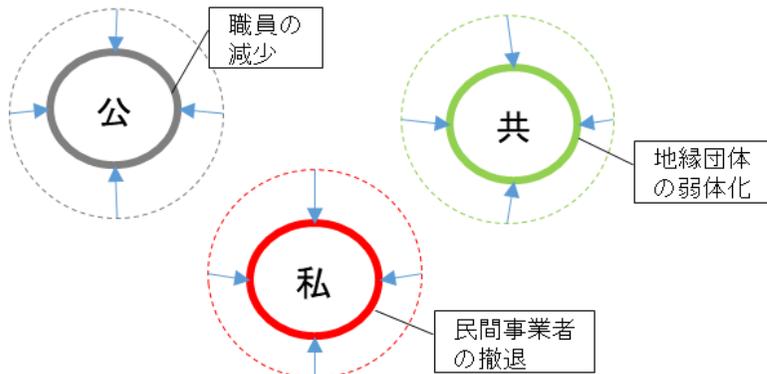
- 自治体は、経営資源の制約により、従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難になる。
- 人口減少による市場の縮小により、民間事業者の徹底やサービスの縮小が生じる。
- 一人暮らし高齢者世帯や共働きの核家族の増加により、家族の扶助機能は低下する。

→ 自治体は、公共私機能低下に対応し、新しい公共私相互間の協力関係の構築により、くらしを支えていくための対策を講じる必要がある。

- 住民生活におけるニーズは、家事援助、見守り、子育て支援、地域の足の確保、地域の交流など幅広く存在。

→ 今後、高齢化や家族形態・地域社会の変容によりくらしを支える機能が低下し、新たな公共私協力関係によりくらしを維持する必要性が高まるおそれがある。

〈公共私機能の低下〉



新たな自治体行政の基本的考え方

1) プラットフォーム・ビルダーへの転換

- 人口減少と高齢化に伴って、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。

⇒ 自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換することが求められる。その際、自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネジャーとなる必要。

- 共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

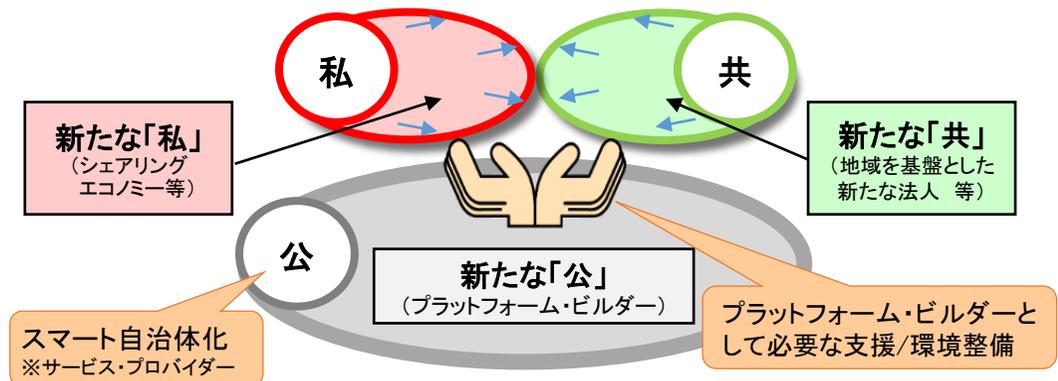
2) 新しい公共私協力関係の構築

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

3) くらしを支える担い手の確保

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。

《新たな公共私協力関係》



第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理事手交）

1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化。
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応**、**地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要。
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化（→2） → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進
公共私連携（→3） / 地方公共団体の広域連携（→4）

- 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
- 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会（→5） → 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化（略）

3. 公共私連携 ✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
(例：多様な任用形態・兼業許可の活用等)

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

4. 地方公共団体の広域連携（略）

5. 地方議会（略）

第3 2次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抄) ～ 公共私連携① ～

(令和2年6月26日)

1 基本的な考え方

(1) 多様な主体の参画による持続可能な地域社会の形成

2040年頃にかけて生じる変化によって、地域社会においては、今後、様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は多様化・複雑化していくことが想定される。

地域社会においては、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、多様な主体によって、住民が快適で安心な暮らしを営んでいくために必要なサービス提供や課題解決がなされているが、今後は、これまで、主として家庭や市場、行政が担ってきた様々な機能について、これらの主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要である。

また、大規模な自然災害の発生や感染症の拡大に際し、個々の家庭や行政による対応に加えて、地域の実情に応じ、地域社会の多様な主体が協力し、きめ細やかな対応・支援を行うことが、危機を乗り越えていく上で大いに効果を発揮することが再認識されている。

(2) 地域社会を支える主体についての現状と課題

都市部では、一般にコミュニティ意識が希薄であり、地方部と比較して自治会・町内会等の加入率が低く、地縁による共助の担い手は乏しい。

他方で、NPO、企業等の多様な主体が存在しており、自治会・町内会等の活性化に加え、コミュニティ支援を担うNPO、企業等と行政との協定やシェアリングエコノミーの活用等により、多様な主体が地域社会を支える担い手として役割を果たしていくための環境整備が重要である。

とりわけ、これまで相対的に高齢者が少なかった三大都市圏のベッドタウンや指定都市、中核市、県庁所在市等においては、今後、75歳以上人口が急速に増加する一方、15～74歳人口は減少することが見込まれており、生活を支えるニーズの高まりに対し、サービスの担い手の確保、コミュニティの強化や新たな形成が課題となる。

地方部では、一般にコミュニティ意識は高く、地縁による共助の支え合い体制の基盤が存在する地域が多い。また、市町村合併等を契機に、小学校区等を単位として、住民が主体となり、地域課題の解決に向けた多面的な取組を持続的に実践する「地域運営組織」を形成し、生活支援や地域産業振興等の活動を行う取組が広がりつつある。中山間地域等では、複数集落が「集落ネットワーク圏」を形成して、基幹集落を中心に日常生活に不可欠な機能の確保を図る取組も見られる。

他方で、こうした取組の担い手の減少により、共助の支え合い体制の基盤が弱体化しつつあり、加えて、今後、ほぼ全ての市町村において15～74歳人口が減少し、その一部では75歳以上人口も急速に減少することが見込まれている。地域の多様な住民に開かれた取組にしていくとともに、継続的に活動していく上で必要な人材、資金、ノウハウを十分に確保できるよう、組織的基盤を強化していくことが重要である。

第3 2次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抄) ～ 公共私連携② ～

(令和2年6月26日)

2 公共私連携・協働の基盤構築

(1) 連携・協働のプラットフォームの構築

多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。

例えば、地域の多様な主体が参画している協議会など、一定の要件を満たしたプラットフォームについて、市町村の条例や要綱等によって、地域の将来ビジョンの作成や市町村への意見具申等の役割を担うものとしての位置付けを付与し、併せて、市町村による人的・財政的支援の対象としている取組が見られる。

このようなプラットフォームは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものであり、また、地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが重要である。そこでは、それぞれの主体の活動の自主性・自立性が十分に尊重されるべきである。

また、このようなプラットフォームを、「地域の未来予測」を踏まえ、公共私それぞれの視点で把握している地域の資源・課題やデータを見出し、共有した上で、目指す未来像の実現に向けた議論の場としていくことも考えられる。地方行政のデジタル化は、住民、企業等による地域の課題解決への参画を容易にし、さらには、公共私連携による新たなサービスの共創にもつながる。

(2) 民間人材と地方公務員の交流環境の整備

地域社会における多様な主体の連携・協働の基盤として、人材が組織の枠を越えて地域社会で活躍できるような環境の整備が重要である。このため、地方公共団体は、公務以外の職を経験した人材を獲得する機会や、職員が公務に就きながら公務以外の経験を得る機会を増やすなどの工夫を積み重ねていくことが考えられる。実際、地方公共団体では、共や私の担い手との連携・協働、地方行政のデジタル化への対応、マーケティングや企画立案等の職について、企業、NPO等の職を経験した人材へのニーズが高まっている。また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景として、地方公務員も地域社会のコーディネーターや有為な人材として、公務以外でも活躍し、地域の課題解決等に積極的に取り組むことが期待されるようになっている。(以下、中略)

3 共助の担い手の活動基盤の強化

共助の担い手の活性化や持続的な活動基盤の構築のためには、地域の課題解決に取り組む人材の確保・育成や資金の確保・多様化が課題である。市町村は、多様な住民が継続的に活動に関わるための仕組みづくりや、人材、資金、ノウハウ等の確保へ向けた支援等を、地域の課題やコミュニティ組織の活動状況に応じて適切な手法を組み合わせながら、積極的に行っていくことが求められる。(以下、中略)

地域コミュニティに関する研究会報告書（R4.4）の概要

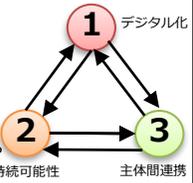
地域コミュニティに関する現状・課題

自治会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要。コロナ禍のピンチをチャンスにして、デジタル化を期待。

研究会報告書の“狙い”

- 下記の3つの視点に分けて検討し、**全国の市区町村の地域コミュニティの取組や施策の状況を共有するとともに、各市区町村及び地域の独自の取組を支援**することが狙い。
- この3つの視点については、**互いに独立したものではなく、各視点に係る取組を進めることが他の視点に係る取組を進めやすくなる**という関係にある。（例：デジタル化による現役世代の参加が、持続可能性の向上に寄与）

<3つの視点の関係>



研究会報告書における「3つの視点」

1 地域活動のデジタル化

【現状】

- 自治会等のデジタル化について、市区町村は「災害時における安否確認」等において有効で、「住民の多くが操作等に不慣れなこと」等を課題と認識。
- 電子回覧板やオンライン会議のほか、SNSやホームページの活用、デジタル講習会の実施等の事例あり。

【地域活動のデジタル化を進める視点】

- 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため、コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効。**



ポイント

- ✓ 自治会等の自主的判断、デジタルとリアルのバランスも重要。災害時用アプリは、平時も活用できるものにすべき。
- ✓ ニーズと費用のバランス、ニーズの変化に低負担で対応できるかを考慮し、汎用又は自治会等用のソフトを選択。
- ✓ 自治会等で単独導入する方法もあるが、自治会等の連合会等と協力し広域で推進すれば、一斉配信等の実施が容易。

2 自治会等の活動の持続可能性の向上

【現状】

- 600市区町村の平均加入率78.0%(H22)→71.7%(R2)
- 市区町村は、自治会等の加入促進のため、チラシ配布や不動産業界との協定、条例策定等で支援。
- 自治会等の負担軽減のため、市区町村窓口の一元化、委員の推薦依頼の見直し等を実施。

【自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点】

- 自治会等の役員・運営の担い手不足、加入率の低下等により、活動範囲の縮小・停滞に陥るリスクが高まっており、**活動の持続可能性を向上させるため、自治会等の自己改革のみならず、市区町村として、加入促進の取組や、自治会等の負担軽減のための行政協力業務^(※)の部局横断的な見直しが必要。**



ポイント

- ✓ 具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、ニーズにどの程度即したものであるかが重要。
- ✓ 市区町村が、行政協力業務に関する組織横断的な棚卸しを、市区町村全体の業務見直しと一体的に推進する必要。
- ✓ 地域担当職員制度の導入や外部人材等の活用は、自治会等の負担軽減のみならず、市区町村の施策展開にも有用。

(※)回覧板・掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯・ごみステーションの設置管理など、公共的サービスの提供・協働や行政との連絡調整業務を指す。

3 地域コミュニティの様々な主体間の連携

【現状】

- 市区町村のうち、防災、地域福祉分野で自治会等以外の団体・専門家との連携支援を行っている団体は少数。
- 高齢者・子ども等を対象とした地域の居場所のリスト・マップを作成していない団体が多数。
- 消防庁、厚生労働省など関係省庁において、防災、地域福祉分野など個別分野での連携を進める施策を展開。

【様々な主体間の連携を強化する際の視点】

- 防災や地域福祉分野等における地域コミュニティの様々な主体間の連携を促進するためには、**市区町村による多様な主体に係る情報把握と「見える化」を前提に、明確な目的を持った活動を中心として、連携のコーディネーターを活用し、資金面・非資金面の支援を行うことが期待される。**



ポイント

- ✓ 市区町村等が人材・財源面で連携をサポートし、職員以外にも、防災等の連携のコーディネーターを養成、活用。
- ✓ 子ども食堂など、目的が明確なプロジェクトベースでの連携を促進すれば、より実質的に地域活動の活性化が可能。
- ✓ 財源面等の支援のみならず、推進計画等の非資金の援助により、地域の事業者等のサポート団体の増加を期待。

様々な主体(NPO等)との連携!

基本認識

○**新型コロナウイルスの感染症危機がもたらした社会の急激な変化は、我が国がこれまで十分対応できていなかった課題を顕在化。**

新型コロナ対応において感染状況把握などでデジタル技術の活用が進み、その可能性が広く認識。生成AIの登場など社会のDXは一層加速し、行政サービスの変革の期待。

人口減少・高齢化で各地・各分野で人材不足が生じ、地方の専門人材の確保が困難に。出生数は減少が継続。
新型コロナの影響もあり、市町村の連携・協力の取組は道半ば。

災害、感染症への備えが進められてきたにもかかわらず、新型コロナの感染症危機に際して、想定されていなかった事態が相次ぎ、国と地方の役割分担等の様々な課題が指摘。

今後の地方行政のあり方に関し以下の課題への対応が必要

1. DXの進展を踏まえた対応 (略)

2. 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

○ 地方公共団体の経営資源が制約される中で、持続可能な形で行政サービスを提供し住民の暮らしを支えていくため、地方公共団体が、地域や組織の枠を越えて資源を融通し合い、**他の地方公共団体や地域の多様な主体と連携・協働していく取組を深化。**

(1) 地方公共団体相互間の連携・協力

- ・ 市町村の自主的な連携による公共施設の集約化や専門人材の確保等の取組が重要。その上でニーズに応じた都道府県等による調整・支援を促進。
 - ・ 「地域の未来予測」^{*}を踏まえた、目指す未来像の議論を積極的に支援。
- ^{*} 行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見直し

(2) 公共私連携

- ・ **地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付けについて、法律上、市町村の判断で明確化することを可能に。**
- ・ 地域コミュニティ活動の持続可能性向上のため、デジタル技術の活用、行政協力業務の棚卸しが必要。

3. 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応 (略)

～ 公共私連携 ～

（1）地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み（プラットフォーム）を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。（中略）

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要がある。そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようにする必要がある。

（2）地域コミュニティ活動の持続可能性向上

新型コロナがまん延する中、地域コミュニティ活動においては、SNSやオンライン会議などのデジタル技術を活用しながら地域活動を継続する動きが見られた。こうしたデジタル技術は、災害時における住民間の連絡手段の確保のみならず、平時における情報共有等のためにも利用が期待できること、また、多様な主体間で共通のデジタル技術を活用することで、市町村から住民宛てに提供される情報の集約化にも資することから、持続可能な活動を支えるツールとして、積極的な活用が求められる。こうしたニーズに対応するため、市町村による支援も期待される。 ⇨ **地域活動のデジタル化**

また、自治会・町内会等については、持続可能性の低下が指摘されている。例えば、行政に協力する業務による負担感が強い自治会・町内会等については、市町村において、定期広報物の配布・回覧や各種委員の推薦・選出などの行政とのパイプ役に関する業務の効率化を進めつつ、それぞれの地域の実情に応じた総合的な見直し、いわば棚卸しを行っていくことが求められる。 ⇨ **自治会等の活動の持続可能性の向上**

地方自治法の一部を改正する法律の概要（令和6年）

○ 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」（令和5年12月21日）を踏まえ、以下の改正を行う。

1. DXの進展を踏まえた対応

【施行期日】1(1)、2及び3：令和6年9月26日（1(1)の一部は令和8年4月1日） 1(2)：公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

(1) 情報システムの適正な利用等

<答申>

- ・ これまでの地方自治を基盤としつつ、事務の種類に応じて、他の地方公共団体や国等と連携・協力し、デジタル技術を最適化された形で効果的に活用することが重要。
- ・ 今後、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続がますます進展する中で、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保することが必要。

<改正の概要>

- 地方公共団体は、**事務の種類・内容に応じ**、情報システムを有効に利用するとともに、**他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする。**
- 地方公共団体は、**サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講じることとする。**総務大臣は、**当該方針の策定等について指針を示すこととする。**

(2) 公金の収納事務のデジタル化

<答申>

- ・ 地方税の電子納付等に活用されているeLTAXにおいて、統一QRコードの導入により、納付手段のキャッシュレス化が促進されるとともに、電子的に納付情報が送付されることにより地方公共団体・金融機関の事務が効率化。
- ・ こうした取組は、フロントヤード・バックヤードのデジタル化に資するものであり、公金の納付に幅広く活用できるようにすべき。

<改正の概要>

- **eLTAXを用いて納付するものとして地方公共団体の長が指定する地方税以外の公金の収納事務を、地方税共同機構に行わせるものとする。**

2. 地域の多様な主体の連携及び協働の推進

<答申>

- ・ 人口減少等により経営資源が制約される中で住民の暮らしを支えていくため、市町村と地域の多様な主体の連携・協働が重要。
- ・ 地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付けについて、法律上、市町村の判断で明確化することを可能にすべき。

<改正の概要>

- 市町村は、**地域の多様な主体と協力**して住民の福祉の増進を図る。
- **地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体**を市町村長が**指定**できることとする。
 - ・ 指定要件（民主的な運営等）は具体的な内容を条例で定める
 - ・ 市町村が、団体への**支援**、団体の求めに応じた**調整**等を行う
 - ・ 団体に対して**行政財産の貸付**、**随意契約による関連する事務の委託**が可能

3. 大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例

<答申>

- ・ 新型コロナ対応に際しての国と地方の役割分担等の課題を踏まえ、現行の国と地方の関係等の一般ルールを尊重しつつ、大規模な災害・感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方の関係等の特例を設ける必要。

<改正の概要>

- **答申で示された内容に基づき**、現行の国と地方の関係等の章とは別に**新たな章を設け、特例を規定。**（国の地方公共団体に対する補足的な指示、地方公共団体相互間の応援又は職員派遣に係る国の役割等）

- 地制調答申において、人口減少等により経営資源が制約される中で住民の暮らしを支えていくため、**市町村と地域の多様な主体の連携・協働が重要**であることから、**地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付け**について、法律上、市町村の判断で明確化することを可能にすべきとの提言があったことを踏まえ、以下の改正を行う。

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う様々な主体

【主体のイメージ】

- ・ 地域運営組織
- ・ 複数の団体（自治会・町内会、PTA、婦人会、社会福祉協議会、NPO法人等）が連携して地域的な共同活動を行っている場合 等

○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・ 地域の美化・清掃
- ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・ 高齢者、子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる、右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

【指定対象】

- ・ **区域の住民** 又は **区域の住民を主たる構成員とする団体** を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において**住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動**を行う
- ・ 地域の**多様な主体との連携**等により**効率的・効果的**に活動を行う
- ・ **民主的で透明性の高い運営**その他適正な運営の確保 等

⇒ 具体的には市町村の判断により**条例で定める**

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の**支援**を受けることができる
- ・ 他団体との連携により**効率的・効果的**に活動を行うため、市町村に**調整を求める**ことができる
- ・ 市町村から**行政財産の貸付け**、関連事務の**随意契約による委託**を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- **市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催**

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- **公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施**

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



〈参考資料〉

自治会・町内会等（地縁による団体）について

- 「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」をいう（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）。
- 全国調査によると、平成22年度から令和2年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、平成22年度に78.0%であったのが、令和2年度では71.7%となっており、6.3ポイントの低下となっている。
- 「地縁による団体」が、地域的な活動を円滑に行うため、権利能力（法人格）を取得する制度として、地方自治法の規定に基づく認可地縁団体制度がある（団体数：56,078団体）。

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	130,569	67,329	17,882	4,218	2,731	34,735	38,374	295,838
構成比	(44.1)	(22.8)	(6.0)	(1.4)	(0.9)	(11.7)	(13.0)	(100.0)

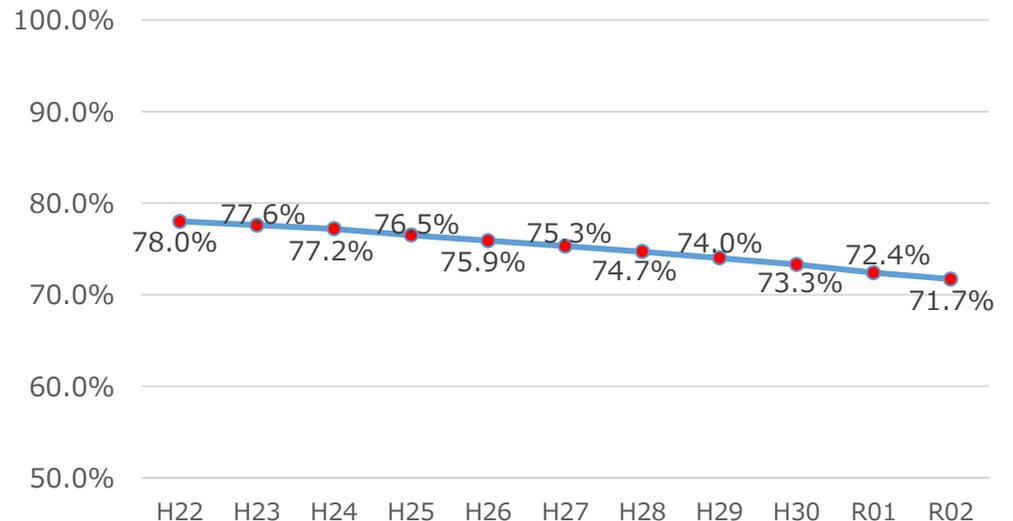
出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（R5.4.1時点）」（注）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とならない。

自治会・町内会等の主な活動

区分	割合(※)
住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）	93%
区域の環境美化・清掃活動	93%
集会施設の維持管理	86%
防災・防火	49%
交通安全、防犯	37%
文化・レクリエーション活動	32%
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	26%
スポーツ・レクリエーション活動	26%
社会福祉活動（主に高齢者を対象とした活動）	22%
道路、街路灯等の整備・修繕等	21%
社会福祉活動（主に子どもを対象とした活動）	20%
行政機関に対する要望、陳情等	16%
慶弔	10%

（※）H30～R4年度の間に認可（法人化）された地縁団体（5,164団体）のうち、当該活動を規約の目的に定めている割合

600市区町村における自治会・町内会等の加入率の平均



出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成（自治会・町内会等の加入率（世帯単位）について回答のあった600市区町村における単純平均）

地域コミュニティに関する取組

地域活動のデジタル化の推進（令和6年度予算額:12百万円）

【令和5年度】

- 地域活動のデジタル化が進んでいない地域において、情報共有手段の効率化を図り、現役世代や若者の積極的な参加を促す観点から、電子回覧板等の「地域活動のデジタル化」の実証事業を実施し、報告書を公表。

【令和6年度】

- 実証事業の成果を踏まえ、市区町村が、電子回覧板機能を有する地域交流アプリを活用した自治会等の地域活動のデジタル化を進めていくためのハンドブックを作成し、その取組を促進。

<ハンドブックイメージ>

- ・ 手順書（実証事業の成果に基づき、自治会による導入プロセス、市区町村による支援等を解説。）
- ・ 事例紹介（電子回覧板等の地域活動について、デジタル技術の活用が図られている事例を掲載。）

自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置

- 自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、令和4年度に、「自治会・町内会加入促進に係る経費」、「自治会・町内会活動内容の周知に係る経費」を拡充しており、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- 住民活動支援事業（※）に対する地方交付税措置（基準財政需要額）標準団体（人口10万人）で4,491万円

※R3年度:4,338万円（+153万円）

（※）住民活動支援事業

自治会・町内会活動（話し合いの場づくり等）支援事業、自治会・町内会加入促進に係る経費、自治会・町内会活動内容の周知に係る経費、地域活性化イベント（お祭り、地域PR等）助成事業、自主防犯活動（地域の夜回り等）支援事業、自治会・町内会所有施設等への補助（防犯灯設置、集会所建設改良、ゴミステーション設置、児童遊園整備等）

出典：「令和5年度地方交付税制度解説（単位費用編）」

自治会等における地域活動のデジタル化実証事業の概要（令和5年度）

自治会等の地域活動のデジタル化に関する課題

- 自治会等の地域活動のデジタル化の必要を感じているものの、多くの自治体が、**具体的な取組や支援に至っていない**。
- 自治体からは、「**効果的な分野や手法が分からない**」、「**好事例を共有**してほしい」といった意見がある。

実証事業の概要・目的

- 地域活動のデジタル化の推進に向け、電子回覧板等の機能を有するスマホアプリ（地域交流アプリ）を自治会等で活用する実証事業を実施。
- 自治会活動の基盤となる**情報伝達手段に地域交流アプリを導入することの効果**や、地域活動のデジタル化を進めていくための**自治体による効果的な取組を整理し、全国の自治体に周知**。

1. 事業の実施状況

事業期間：令和5年4月～令和6年3月（アプリ利用：10ヶ月間）
事業参加団体：10市町、51自治会 アプリ登録者数：3,409名
情報配信回数：1,609回（1自治会あたり平均32回）
閲覧回数：136,682回（1自治会あたり平均2,680回）

2. 事業の成果

情報伝達の迅速化・効率化、内容の充実

➤ 回覧頻度の増加や回覧所要時間が短縮

- 紙回覧：月1～2回程度 ➤ アプリでの情報配信：月平均5.3回
- 回覧期間：2～4週間 ➤ 配信から2日以内に半数が閲覧
7日以内に8割の人が閲覧
- 閲覧状況を可視化し住民の関心度を把握することで、より充実した情報提供につながる

地域活動の担い手の確保

➤ 多様な世代がアプリを活用。未加入者が加入する事例も確認

- アプリの登録状況：30～50代が6割超。70代以上の登録も17%
 - 日中に仕事をしている世代も、自治会等の活動に関心が高まる可能性
 - 高齢者でも比較的ハードルを感じずに利用可能

自治会役員の負担軽減

➤ アプリの利便性を実感。実際の運用には工夫も必要

- アプリの利便性：活用した自治会等の約8割が、「電子回覧が「便利である」と回答。今後も「自治体からの情報をデジタルで受け取りたい」と回答した自治会役員は約45%
- 紙回覧の継続を希望する声も一定程度あり、運用面での工夫も求められる
- 準備に5時間程度要する紙回覧に比べ、事務の効率化に繋がるといった意見もあった

3. デジタル化推進のためのポイント

準備期

① 地域活動のデジタル化に向けた検討【ポイント】

・自治会等の課題把握、先行事例の研究

【参考となる取組】

- 自治体の計画における明確な位置付け、自治会アンケートの実施、民間事業者へのヒアリング

実施期

② 推進体制構築、デジタル化の実施【ポイント】

・関係者間での推進体制の構築、デジタルツール活用支援

【参考となる取組】

- 関係者間の意見交換の実施、好事例の共有、自治会役員のICTリテラシー向上施策の実施、連合自治会への協力依頼、若い会員へのサポート依頼

継続検討・定着期

③ デジタル化の定着【ポイント】

【ポイント】

・デジタル化の効果測定、改善事項の共有、定着化支援

【参考となる取組】

- 活用状況データの分析、会員の意見吸い上げ、デジタル化支援にむけた庁内の部局横断的な調整、ICTリテラシー向上に向けた継続的な取組



地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO : Region Management Organization R6 予算額 : 0.3 億円

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

● 地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等



● 全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出。



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- 移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- 移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）や、外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
 ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

**隊員の約7割が
20歳代と30歳代**

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
 ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 485万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R5年度)

専任 2,214人

兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 4 割が60代
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動